



～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的に実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 下記に令和4年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。詳しい検査結果や最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所中、5か所の結果を掲載しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。



詳しくはこちらをご覧ください▶



法定基準項目 (8月定期検査)

■表中の< [数値] >は、[数値] 未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果 (給水栓水)					備考	
			県企業局西原浄水場系統		県企業局北谷浄水場系統				
			末吉公園	繁多川交番	小祿南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園		
1	一般細菌	100 個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物	
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	無機物質・金属類	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.03	0.04	0.04	0.08	0.08		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質	
15	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	<0.06	0.06	0.07	0.08		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.012	0.011	0.013	0.0056	0.0062		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.005	0.002	<0.002	0.002		
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.012	0.012	0.014	0.010	0.012		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	消毒副生成物	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.040	0.040	0.047	0.029	0.033		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	<0.002	<0.002		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.014	0.014	0.016	0.0088	0.010		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.0023	0.0026	0.0033	0.0040	0.0046		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.04	0.04	0.05	0.02	0.02		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	14.3	13.9	14.3	12.6	12.2	金属類	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	18.4	18.1	19.1	16.4	16.8		
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L以下	23	23	24	38	36		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	85	83	84	97	92		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000004	0.000004	0.000003	<0.000001	<0.000001		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
46	有機物 (全有機炭素の量)	3 mg/L以下	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8		
47	pH値	5.8 以上、8.6 以下	7.4	7.4	7.6	7.2	7.3	基礎的性状	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合		
遊離残留塩素			0.1 mg/L以上 (注)	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	衛生的措置

(注) 残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。
 ※上下水道局ではPFOS等の水質検査を3か月に1回行っており、令和4年度のPFOS及びPFOAの合計値は、右表のとおりです。
 暫定目標値50ng/L以下を下回っており、水道水が安全なレベルであることを確認しています。
 なお、PFOS等の結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。

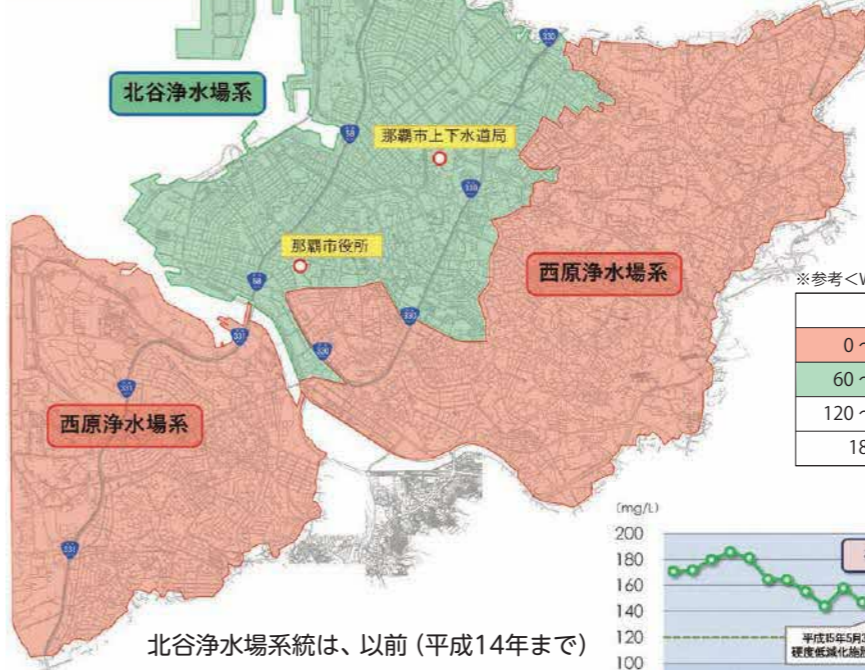
水質検査結果 (PFOSおよびPFOAの合計値)

採水場所	暫定目標値	採水日		
		5月16日	8月15日	11月14日
北谷浄水場系統 大名調整池系 (天久ちゅらまち公園)	50ng/L以下	2ng/L	4ng/L	1ng/L未満
西原浄水場系統 前田第二調整池系 (末吉公園)	50ng/L以下	-	1ng/L未満	-



那覇市の水道水の系統と硬度

那覇市内系統図



那覇市の水は、硬水じゃないの?と思われる方がまだ多くいらっしゃるかもしれません。

現在の那覇市の水道水は、西原浄水場系が「軟水」、北谷浄水場系が「中程度の軟水」の大きく2つの系統に分かれています (令和3年度の年度平均値)

※参考<WHO飲料水水質ガイドラインによる硬度の分類>

硬度の量	硬度の分類
0～60mg/L未満	軟水
60～120mg/L未満	中程度の軟水
120～180mg/L未満	硬水
180mg/L以上	非常な硬水

詳しくはこちらをご覧ください



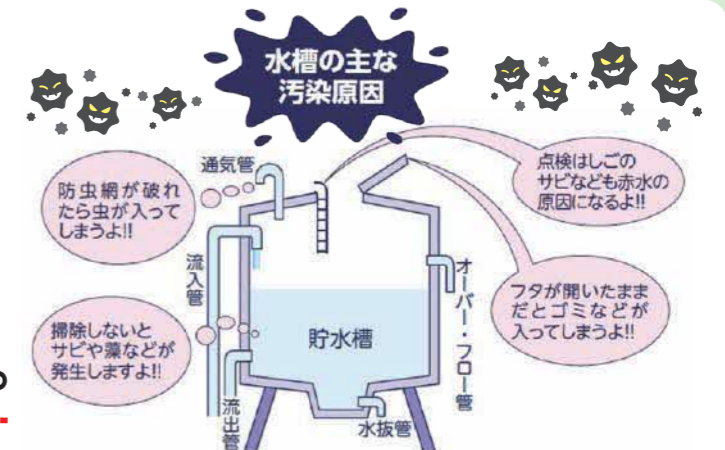
北谷浄水場系統は、以前 (平成14年まで) 「硬水」でしたが、平成15年に硬度低減化施設を導入、硬度に配慮した水運用することで「中程度の軟水」になっています。

【お問い合わせ】 配水課 TEL: 941-7806 FAX: 941-7826

貯水槽は年1回以上

清掃を行いましょ。

水質検査を受けましょ。



アパート、マンション等の飲み水をより安心してご利用できます。

- 上下水道局は、貯水槽水道の管理が好ましくない場合には、必要に応じて設置者に対し、指導・助言及び勧告を行います。また、貯水槽水道の利用者に対して情報提供を行います。
- アパート等の貯水槽容量が10m³以下 (小規模貯水槽水道) の場合には、那覇市保健所・沖縄県に登録されている事業者が年1回以上定期的に清掃、水質検査を行わせるようにしましょう。その結果を上下水道局に届け出てください。申し出があれば上下水道局から管理状況のシールを交付します。一般家庭もこれに準じて管理するようにしましょう。
- 貯水槽容量が10m³を超える (簡易専用水道) 場合には、保健所への届出が必要です。年1回以上、定期的に清掃や水質検査等が義務付けられています。

事業者名簿はこちら

那覇市保健所管内の建築物飲料水貯水槽清掃業



沖縄県内の建築物飲料水貯水槽清掃業 建築物飲料水水質検査業



【お問い合わせ】 料金サービス課 TEL: 941-7810 FAX: 941-7820